

2025 年 5 月 26 日

学校法人京都橘学園

理 事 会 御中

評議員会 御中

学校法人京都橘学園

監事 志磨 慶子

監事 小暮 宣雄



監 査 報 告 書

私たち監事は、私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項および学校法人京都橘学園寄附行為（令和 5 年 11 月 13 日施行）第 14 条の規定に基づき、学校法人京都橘学園の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の業務および財産の状況ならびに理事の執行状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会および評議員会に出席し必要に応じて意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、監査法人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書および貸借対照表）ならびに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人京都橘学園の業務に関する決定および執行は適切な手続きを経て行われており、業務および財産ならびに理事の業務執行に関する不正行為はなく、かつ、法令および寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支および財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以 上